

平成 28 年度 第 5 回 定例理事会議事録

1. 招集年月日 平成 29 年 1 月 05 日 (木)
2. 開催日時 平成 29 年 1 月 20 日 (金) 午後 2 時 00 分から
3. 開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数及び出席方法
理事の数 12 名 内出席理事 11 名 (議場に出席)
監事の数 2 名 内出席監事 1 名 (議場に出席)
5. 出席理事の氏名
高橋一則、林 義信、永山恵治、佐藤秀功、篠原 剛
伊藤樹里、堀内幸男、田中秀夫、杉本信夫、大泉貴之、渡部 修
6. 出席監事の氏名
柳 漢成
7. 議長の氏名
理事長 高橋 一 則
8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
該当なし
9. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第 1 号議案 組合員 平川智也氏からの脱退届けの受理について

議事開始にあたり、高橋理事長より、昨日 19 日に平川氏から組合脱退届けが提出され、これを受理した旨の報告がなされたことから、急遽、本議題を第 1 号議案とするものとし、以下の予定議案を順次番号を繰り下げるものとした。

本件は、平川氏の一連の不祥事案について、昨年 12 月 28 日開催理事会において同氏の除名決議案が議決され、臨時総会待ちの状態、本日の理事会において臨時総会の日程等の詳細を決定する段取りとなっていたものであるが、これに先立ち、同氏より資格事業を廃止した旨の法廷脱退届けが提出され、中協法第 19 条に基づく法廷脱退要件に該当し、法定事由が生じた時は直ちに組合を脱退することとなり、これを妨げる理由・根拠がないことから脱退届けを受理し 19 日付で平川氏の組合脱退が決定したものであることの説明がなされ、了承された。

第 2 号議案 臨時総会開催に関する件

臨時総会開催の主旨は、平川氏の除名処分を咨る目的であったが、第 1 号議案によりその必要性がなくなったことから、本案臨時総会は開催しないものと

し、定款の変更及び規約の一部改正の下記(2)から(6)までの5議案については、本理事会で内容を審議し次期定例総会に上程するものとして理事会の総意がなされた。

(1) 組合員 平川智也氏の処分に関する件
第1号議案のとおり。

(2) 定款一部変更の件

変更の要点は、①平成28年6月23日に改正風営法（風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律の一部改正する法律）が施行され、パチンコ営業は「7号営業」から「4号営業」に変わったことから、関連する条文を変更することと、②「暴力団排除条例」が全国的に施行されるなど、暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対応が社会全体として浸透してきていることから、本組合においても、反社会的勢力が役員や組合員となり、組合運営に関与することができないよう、組合の根本規範である定款に、暴力団排除規定を新設するものであるが、審議した結果、了承され次期通常総会に上程するものとした。（別添・資料1のとおり）

(3) 新規組合員加入規約の一部改正の件

改正の要点は、①新台部会、商社部会の新規加入要件の適切化を図るための文言の加筆、②遊技場経営者の加入制限の新設、③暴力団排除規定の新設、④改正風営法施行に伴う規約中の「7号営業」を「4号営業」に変更、⑤加入手数料納入義務の削除、⑥本規定改正以降の新規加入者が納入する加入金は返還しないものとする。以上について審議した結果、了承され次期通常総会に上程するものとした。（別添・資料2のとおり）

(4) 綱紀に関する東北遊技機商業協同組合規約の一部改正の件

改正点は、①改正風営法施行に伴う規約中の「7号営業」を「4号営業」に変更、②文言の修正であるが、以上について審議した結果、了承され次期通常総会に上程するものとした。（別添・資料3のとおり）

(5) 組合員の処分等に関する規約の一部改正の件

改正点は、改正風営法施行に伴う規約中の「7号営業」を「4号営業」に変更するものであるが、審議した結果、了承され次期通常総会に上程するものとした。（別添・資料4のとおり）

(6) 役員選挙規約の一部改正の件

改正点は、現在、役員選挙規約と役員規定が存在するが、これを統合し明瞭化を図るもので、内容の変更はないことから、了承され次期通常総会

に上程するものとした。(別添・資料5のとおり)

第3号議案 専務理事の辞任届に関する件

1月10日付で佐藤秀功専務理事から、本年3月31日をもつての専務理事の辞任及び本組合の退職届が提出された旨の報告がなされ、了承された。

第4号議案 旅費規程の一部改正に関する件

改正点は、①現在存続しない青年会の項目を削除すること。②佐藤専務理事が退任することから、員外理事(常勤)の項目を削除(専務理事の項目を追加)すること。③旅費日当に係る全商協役員担当理事の但し書き(日当20,000円の特例措置)を削除すること。④その他文言を整理したこと。以上について審議した結果、了承され、本年4月1日から施行するものとした。(別添・資料6のとおり)

第5号議案 役員等の報酬並びに費用に関する規程の一部改正に関する件

改正点は、①「役員報酬月額については、毎年度の定例総会において議決承認を得るものとする。」文言を加えたこと。②役員報酬月額基準に専務理事の項目を加え、月額報酬50,000円とすること。③常務理事の月額報酬を30,000円から50,000円に変更すること。以上について審議した結果、了承され、本年4月1日から施行するものとした。(別添・資料7のとおり)

第6号議案 役員選挙の推薦枠に関する件

役員選挙関係取決め事項第2号に基づく、部会推薦立候補者の人数制限に関し協議した結果、理事候補者については、新台部会2人、商社部会1人、機械部会9人とし、また、監事候補者については機械部会2名とすることとし、了承された。

第7号議案 経営利益に関する件

佐藤専務理事より下記のとおり、平成28年12月末現在の検定書類・確認証紙の発給状況及び経営状況について、詳細に説明がなされた。なお、本年度終期における収支予想については、あくまでも現段階の予測であるが、例年どおり3月の養護施設への寄付を実施したとしても、予定している1千万円を取り崩さない状況で、税引き後概ね△六百万円前後となる見通しである旨の説明がなされた。

(1) 検定書類、確認証紙の発給状況

12月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	4,905	112	5,017	8,201	182	8,383
前年同月	4,596	212	4,808	8,548	370	8,918
増 減 率	6.7%	-47.2%	4.3%	-4.1%	-50.8%	-6.0%
年度累積	-	-	42,177	-	-	72,501
前年同期累積	-	-	40,827	-	-	72,247
増 減 率	-	-	3.3%	-	-	0.4%

(2) 経営状況

○ 12月単月の営業損益

a営業損益 p5	
売上総利益	14,672,967
販売費及び一般管理費	13,778,602
	894,365

b営業外損益等 p6	
営業外収益	1,045,703
営業外費用	
特別損失	922,219
法事税、住民税、事業税	123,484

当月純利益(a+b)	15,718,670	-	14,700,821	1,017,849
-------------------	-------------------	----------	-------------------	------------------

○ 12月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益 p5	
売上総利益	126,700,204
販売費及び一般管理費	121,279,608
	5,420,596
前年同月	130,182,358
差し引き	-3,482,154
増 減 率	-2.7%

b営業外損益等 p6	
営業外収益	4,256,127
営業外費用	428,035
法定繰入金戻入	
特別損失	922,219
法人税、住民税及び事業税	2,298
	2,903,575

当期純利益(a+b)	130,956,331	-	122,632,160	8,324,171
			前年同月	18,575,050
			差し引き	-10,250,879
			増 減 率	-55.2%

第8号議案 養護施設への寄付に関する件

林社会貢献委員長より、社会貢献委員会決議事項として、減額考慮も含め養護施設への寄付を本年も継続して欲しい旨の上申がなされた。第6号議案の今年度の収支予測、本年度も中部遊商は本件養護施設への寄付を実施することとしていること等を含め総合的にかつ十二分な審議を行った結果、例年どおり34施設に対し340万円(うち1施設10万円は寄付実施済み)の寄付を実施することを決議した。

第9号議案 平成29年度予算案に関する件

平成29年度事業収支予算案策定に必要な主要項目について審議した結果、下記のとおり決定した。

- (1) 賦課金は、本年度は特例措置として月 5,000 円としたが、29 年度も特例措置とするが月 10,000 円とすることとした。
- (2) 書類発行手数料の値引きは、本年度同様 30%の値引きとした。
- (3) 部会活動費も、本年度同様 1 社あたり 10 万円の予算枠とした。
- (4) 組合員慰安旅行は実施しないものとし予算計上は行わないこととした。
- (5) 児童養護施設への寄付行為は、本年度同様 34 施設 340 万円を計上するものとした。
- (6) 打刻書類発給時に使用する「確認証紙」用封筒の宛名書き専用プリンターが老朽化し故障を繰り返しその都度修理して使用している状況から、「カードプリンター」購入費として 50 万円上申されたが、理事から業務に支障を来すことのないよう、早急に購入すべきとの意見がなされ、来期への予算計上は行わず、本年度予算で購入することが了承された。

第 10 号議案 平成 29 年度通常総会開催日程に関する件

事務局から開催日程案が提示され、協議した結果、平成 29 年 5 月 26 日(金)を開催日に決定した。なお、開催場所については、例年開催し仮予約している秋保「ニュー水戸屋」とすることも併せて了承された。

第 11 号議案 機械流通委員会に関する件

- (1) 第 6 回機械流通委員会開催結果報告について
組合ホームページ掲載のとおりにつき省略
- (2) 認定申請用デジタルカメラの購入について
永山機械流通委員長より、老朽化等に伴う認定申請用デジタルカメラの更新購入については来期に予算計上し購入する計画をしていたが、先般 1 月 12 日開催された機械部会研修会において、部会費未執行額を流用し本年度予算で購入してはどうかの意見の総意がなされ、1 月 19 日開催の機械流通委員会で同様に了承されたことから、本理事会に上程され、満場一致で了承された。

第 12 号議案 機械部会研修会開催経費等に関する件

事後承認(理事長の事前口頭承認済み)案件となるが、機械部会長より部会研修事業計画書が提出され、内容は、「ゴト犯罪対策セミナー」講演会とこれに伴う懇親会を 1 月 12 日に仙台市「江陽グランドホテル」で開催し、48 名の参加に

より経費総額 1,569,980 円の報告がなされ、了承された。

第 13 号議案 その他

(1) 出資金の差し押さえについて

11 月 29 日付で日本年金機構盛岡年金事務所より BeeSmile 平川智也氏に係る当組合の出資金に対する差し押さえ状が送付され、11 月 30 日に受理している旨の報告がなされた。なお、平川氏の組合の未払金 463,991 円は、当組合が第一優先権があり、その差し引き額が差し押さえ額になることについて、年金機構から了承を受けている。

(2) 民団宮城新聞広告掲載について

在日大韓民国民団宮城県地方本部より「民団宮城新聞」広告の掲載依頼があるが、1 枠月 5,000 円により継続掲載することが了承された。

(3) 高橋理事長からの報告事項

- ① 関西で事件が発生し、スロットメーカーから全商協中村会長宛に書面が届いた。内容は、委託を受けた販社が部品交換を無断で再委託したこと。部品交換後の点検確認を行わずして署名捺印をした事案である。ぱちんこの全商協に対しスロット側から報告があったのは警察庁の指導で全商協にも報告しなさいとのことであった。と言うことは、部品交換等の一連の業務は個別扱いではあるが、業界として責任をもってやるようにとの意味合いであることから、これを受けて全商協はどうすべきかであるが、その対応として、社団法人を設立してライセンス制の構想が持ち上がっている状況であることの報告がなされた。
- ② 新年度を迎え、役員と OB 理事長との昼食会を兼ねた意見交換会を開催したいと考えている。今後、開催日時と役員出席者の調整を行い進めていきたい意向が示され、了承された。
- ③ 1 月 16 日から 25 日にかけて、局長を帯同して東北六県の各警察本部担当課長への挨拶回りを実施しているところである。年に 1 度か 2 度しか行けない貴重な機会であり、県警の課長と担当者とは撤去問題始めとする情報交換と友好を深めることができ有意義なものであることの報告がなされた。
- ④ 毎年実施してきた 3/11 東日本大震災慰霊祭のセレモニーについて、昨年 5 年目を迎え実施したが、一般的には 5 年を節目としていることから、これを持って終了とし、本年度から行わないこととしたいがどうかにつ

いて提議され、満場一致で了承された。

(4) 組合加入推薦者保証人について

理事会報告が失念されていた、(有)日成仙台販売の組合加入推薦者保証人であった(株)東日本パーラーシステムの脱退に伴い、(株)セブンが平成 28 年 6 月 24 日付けで新たな組合加入推薦者保証人についたことについて、役員相互が確認した。

以上